

消防

暖房器具の取り扱いにご注意を

寒い季節を迎え、ストーブやヒーターなどを使用する機会が多くなります。火災の多くは、暖房器具の誤った取り扱いや管理の不注意が原因です。正しく安全に取り扱いましょう。

▼暖房器具を取り扱う際の注意点

- ・カーテンや衣類、布団のそばで使用しない
- ・就寝時や外出時、給油時は必ず消火する
- ・破裂の恐れがあるため、暖房器具の近くでスプレー缶の使用や保管はしない
- ・給油タンクの蓋が確実に閉まっていることを確認してからセツトする

▼灯油の保管方法

- ・古くなった灯油や、水などが混入した灯油は、異常燃焼や事故の恐れがあるため使用しない
- ・直射日光を避け、風通しの良い暗所で保管する
- ・キャップの内側に正しくパッキンが付いたものを使用し、密栓する

「試験確認済証」や、「推奨マーク」が付いた専用容器で保存する

問 (市)消防本部 予防課

☎ 89・0171



【推奨マーク】 【試験確認済証】

消防

年末火災特別警戒を実施

年末にかけて寒さが厳しくなる中、暖房器具などの火気を使用する機会が増えるとともに、空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期になります。

消防署では、12月20日(土)～31日(水)に年末火災特別警戒を実施します。

期間中、防火防災を呼びかけるため市内の防火パトロールなどを行います。

問 (市)消防署 警防課

☎ 89・0172



表彰

技能水準向上にかかる功労者を表彰

●三木市技能顕功賞

市では、優れた技能を持ち、地域社会の発展に貢献した方を12月8日(月)に教育センターで表彰します。

▼受賞者(敬称略)

【ギムネ製造職】	亀田光雄
【金属研磨工】	小阪進
【熱処理工】	小林恵美子
【家電修理職】	五本上秀彰
【鉄製造職】	須川慎也
【鋳製造職】	杉田智彦
【包丁製造職】	田中誠貴
【配管工】	寺口嘉彦
【プラスチック射出成形工】	西馬正典
【理容師】	西田太
【鑿製造職】	藤川耕平
【鉋製造職】	山本健介

●兵庫県技能顕功賞

県では、技能水準の向上に貢献し、その功績が顕著な方を表彰しています。今年度は市から5名が選ばれ、11月14日(金)に表彰されました。

▼受賞者(敬称略)

【手かじ工】	磯野耕吉
【手かじ工】	金口泰治
【手かじ工】	成瀬豊彦
【生産設備保全工】	田中英樹
【NC旋盤工】	安川哲生

問 (市)商工振興課 商業労政係



特定(産業別)最低賃金が改正されました

県の特定(産業別)最低賃金が12月1日に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイトなど全ての労働者に適用されます。

詳細は問い合わせてください。



▲ホームページ

問 兵庫労働局労働基準部賃金室

☎ 078・367・9154

虐待

障がい者への虐待を防ぎましょう

虐待または虐待と思われる事実を発見した場合は、一人で悩まず相談してください(相談者や内容に関する秘密は守られます)。障がい者虐待は一部の障がい者に起こるものではありません。

障がい者虐待の具体例

心理的虐待

脅し、侮辱を含めた言動や嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える

性的虐待

性的行為を強要する(同意しているように見えても、本心かどうか見極めが必要)

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金を使ったり、金銭の使用を制限する

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える

ネグレクト(放棄・放置)

身辺の世話や介助をしない、必要な医療や教育などを受けさせない

問 (市)障がい福祉課 基幹相談支援センター

起業家支援 起業ビジネスプラン塾を開催

経営、財務、販路開拓、人材育成の知識を身につけ、ビジネスプランの作成やプレゼンテーションの手法などを学ぶ講座を開催します。

▼日時 令和8年1月24日、31日、2月7日、14日、28日(土曜 全5回)
午後1時30分～4時30分

▼場所 サンライフ三木 2階研修室

▼対象者 創業を考えている方、創業後5年未満の方、経営を学びたい方
▼講師 (市)中小企業支援コーディネーター (中小企業診断士) ほか

▼受講料 1,000円

▼定員 先着20名

▼申込方法 市ホームページにある受講申込書に必要事項を明記し、FAXまたは郵送してください。

▼申込締切 令和8年1月16日(金)

▼問・申込 (市)中小企業サポートセンター

〒673・0433
福井1933・12
☎ 70・8008
FAX 70・8009



▲ホームページ

政治家の寄附行為は法律で禁止されています

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が求めたり受け取ったりしてもいけません。

▼禁止されている寄附(例)

- ・歳暮・年賀
- ・入学祝・卒業祝
- ・祭りへの寄附・差入
- ・町内会の集会や催し物への寸志・差入

- ・地域の運動会などへの差入
- ・開店祝などの花輪
- ・病気見舞い
- ・葬儀の花輪・供花
- ・結婚祝
- ・香典※ など

※政治家本人が結婚披露宴や葬式などに出席し、その場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

問 (市)選挙管理委員会